

高齢者虐待の防止について

法制定の経緯

児童虐待やドメスティック・バイオレンスと並んで、家庭や介護施設における高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄等の虐待が問題となっていたことから、平成17年11月1日に国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が議員立法で可決、成立し、平成18年4月1日から施行されました。

この法律には、高齢者虐待の定義、対応の基準等が規定されています。

「高齢者虐待」の定義（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員（養介護施設従事者等）が行う次の行為とされています。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
(例：殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、身体拘束・抑制をする)

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の者による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
(例：入浴しておらず異臭がする、劣悪な住環境で生活させる)

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
(例：ののしる、侮辱を込めて子どものように扱う、無視する)

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
(例：キス、性器への接触、セックスを強要する)

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること
(例：年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用する)

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
に定める「養介護施設従事者等」の範囲】

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業
介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援事業

高齢者虐待件数等の状況

- 高齢者への虐待に関する通報・相談件数及び虐待と認められた件数は次のとおりであり、いずれも平成21年度から増加しています。

区 分	通報・相談件数		虐待と認められた件数	
	21年度	22年度	21年度	22年度
養護者	999	1,189 (+190)	697	852 (+155)
養介護施設従事者等	10	22 (+12)	1	3 (+2)

※ () は平成21年度からの増減

- 高齢者への虐待と認められた件数の種別内訳(複数回答)は次のとおりであり、特に経済的虐待、身体的虐待が増加しています。

相談内容	21年度	22年度	
		件数	対前年度
身体的虐待	381	446	117.1%
介護・世話の放棄・放任	141	146	103.5%
心理的虐待	182	202	111.0%
性的虐待	4	2	50.0%
経済的虐待	127	166	130.7%
実 件 数	584	697	119.3%

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者の義務

- 養介護施設や養介護事業を行う者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。
- 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、次の措置を講じなければなりません。
 - ①養介護施設従事者等の研修の実施
 - ②養介護施設への入所者、養介護施設の利用者又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情処理の体制整備
 - ③その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設従事者等の義務等

- 養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。
- 養介護施設従事者等は、高齢者の人格を尊重した処遇を行わなければいけないことは勿論のこと、就業している養介護施設内や養介護事業において、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町に通報をしなければなりません。
- また、養護者又は養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町に通報しなければなりません。
- このほか、養護者又は養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町に通報するよう努めなければなりません。
- なお、養介護施設従事者等は、市町に通報をしたことを理由として、「解雇その他不利益な取扱いを受けない」と規定されています。

兵庫県による監査・指導

- 兵庫県では、市町・家族・養介護施設従事者等から通報を受け、虐待が疑われる場合は、介護保険法等の規定に違反しているおそれがあることから、養介護施設や養介護事業を実施する事業所等に対して監査・指導を行います。

■高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条

（中略）

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。